

許認可等の統一的把握の 結果について

平成 27 年 5 月
総務省行政評価局

許認可等の統一的把握の結果について

1 調査の概要

許認可等の統一的把握は、「昭和 61 年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」（昭和 60 年 12 月 28 日閣議決定）に基づき、総務省において各府省等の協力を得て実施している。今回の調査（平成 26 年 4 月 1 日現在）は、中央省庁等再編後に行われる 7 回目の把握である。

本調査においては、「国民（個人及び法人）の申請、出願等に基づき、行政庁が行う処分及びこれに類似するもので、法律、政令、省令及び告示において、許可、認可、免許、承認、検査、登録、届出、報告等の用語を使用しているもの」を把握対象としている。

なお、把握した許認可等には、平成 26 年 4 月 1 日現在で既に公布されているが、未施行の法令に基づく許認可等も含んでいる。

2 許認可等の総数及び内訳

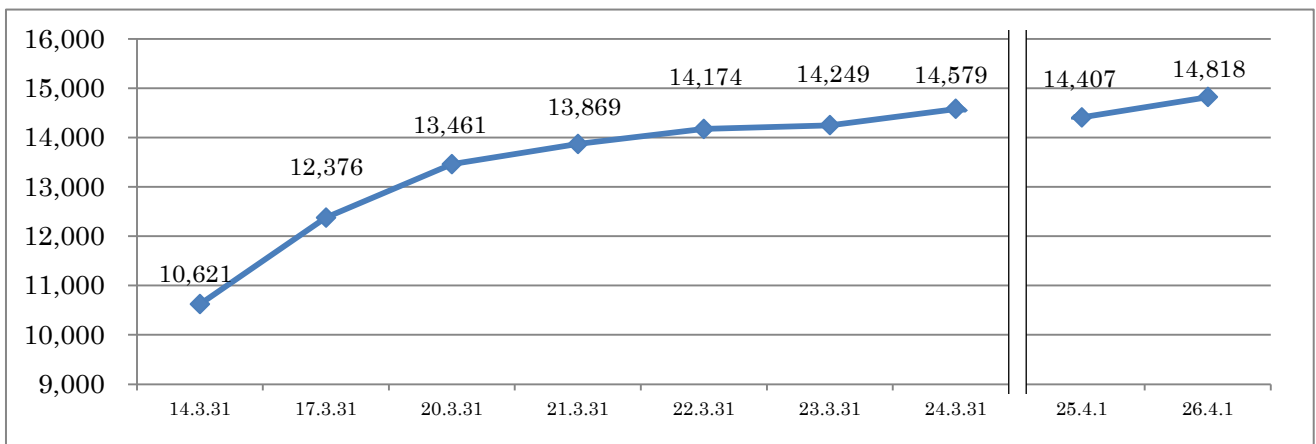
平成26年4月1日現在で把握した国の許認可等の根拠となる法令（告示を含む。以下同じ。）の条、項等の数（以下「根拠条項等数」という。）は、14,818である。

図表1 許認可等の根拠条項等数

把握時点	許認可等の根拠条項等数
平成26年4月1日	14,818
平成25年4月1日（参考）	14,407

また、中央省庁等再編後の許認可等の根拠条項等数の推移は次のとおりである（詳細は、資料1-2参照）。

図表2 許認可等の根拠条項等数の推移



（注）複数の府省等が関係する許認可等について、平成 24 年 3 月 31 日現在までは、許認可等の処分権者ごとに数えており、25 年 4 月 1 日現在以降は、許認可等の根拠法令を所管する府省等ごとに数えている。

【調査の変更点】

① 前回の調査（平成 24 年 3 月 31 日現在）までは、許認可等を行う処分権者ごとに把握していたが、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、規制所管府省が、規制の根拠となる法律ごとに規制シート（※）を整備することとされ、また、規制シートの作成状況の把握については、シートに含まれる「許認可等」に関して、「許認可等台帳」（許認可等の統一的把握の結果を取りまとめたもの）を活用することとされた。これを踏まえ、今回の調査から、許認可等の根拠となる法令を所管する府省等ごとに把握することとした。

※ 規制所管府省が、規制の根拠となる法律ごとに、規制目的、規制内容の概要等を記載するもの。その作成を通じて、主体的・積極的な規制改革に取り組むことを目的としている。

② 前回の調査までは、各年 3 月 31 日現在の数値を把握していたが、翌 4 月 1 日に廃止される許認可等も把握の対象となり、必ずしも現状を反映しているものとはいい難いことから、今回の調査から把握時点を変更し、各年 4 月 1 日現在の数値を把握することとした。

【参考】規制緩和等の改革と許認可等の根拠条項等数との関係

許認可等の根拠条項等数は、①許認可等の根拠法令の項（項に細分されていない場合は条）ごとに 1 事項として数える、②同一の項のうちに用語の異なる数個の許認可等の根拠が規定されている場合は、用語の異なるごとにそれぞれ 1 事項として数える等の「許認可等の実態の統一的把握基準」（参考 1 参照）に基づいて把握している。

一方、規制緩和等の改革の態様は、①規制の廃止、②規制対象範囲の縮小、③規制基準の緩和、④強い規制から弱い規制への緩和など、様々なケースがある。このため、法律の廃止等により規制自体が廃止される場合は、その根拠条項等も廃止されるため、当然、許認可等の根拠条項等数は減少する。しかし、規制対象範囲の縮小、規制基準の緩和、強い規制から弱い規制への緩和等の場合は、許認可等の根拠条項等が残るため、許認可等の根拠条項等数の減少には結び付かない場合、あるいは、逆に、許可であったものの一部について届出で足りることとした場合に、届出の根拠条項等が新たに設けられる等により、根拠条項等数が増加する場合もある。

(1) 府省等別の許認可等の根拠条項等数

府省等別の許認可等の根拠条項等数は、国土交通省 (2, 641)、厚生労働省 (2, 420)、金融庁 (2, 283)、経済産業省 (2, 176)、農林水産省 (1, 630) 等となっている（詳細は資料 1 参照）。

(2) 用語の分類別にみた許認可等の内訳

規制の手段としての許認可等を、用語に着眼し、権利を制限し、又は義務を賦課する程度に応じ分類すると、おおむね次のとおりとなる。

強い規制	一般的な禁止を特定の場合に解除する行為、特定の権利等を設定する行為等（例：許可、認可、免許、指定等）
中間の規制	特定の事実や行為が、あらかじめ定められた基準等を満たしているか否か審査・判定し、これを公に証明する行為等（例：認定、検査、登録等）
弱い規制	一定の事実を行政庁に知らせるもので、行政庁は原則として記載事項を確認し、受理するにとどまるもの等（例：届出、提出、報告等）

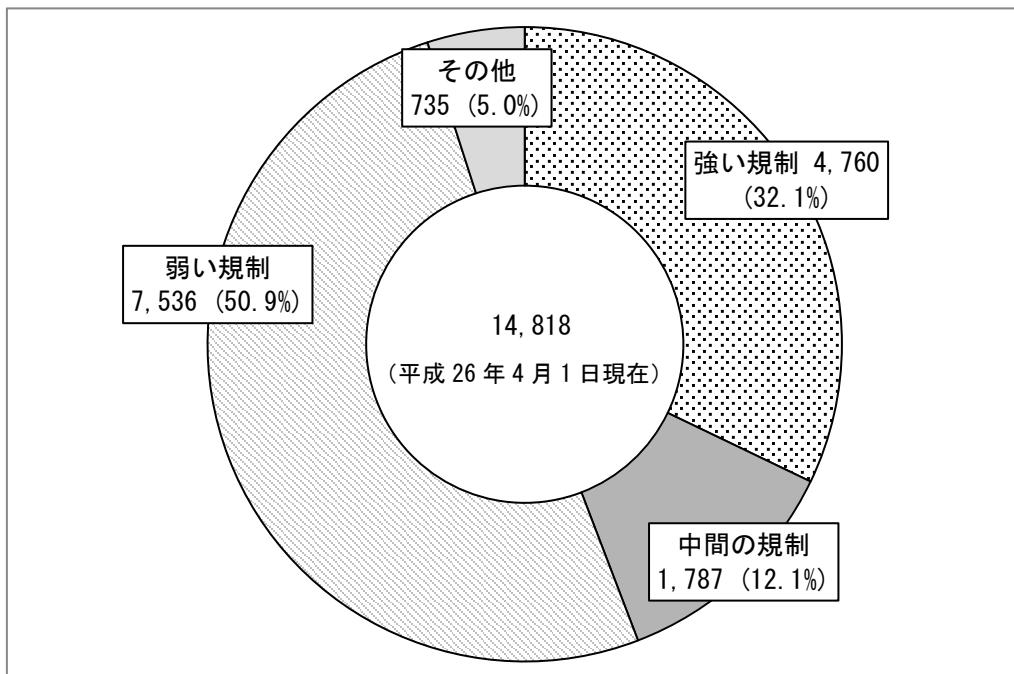
許認可等の根拠条項等数を用語の分類別にみると、次のとおりである。弱い規制（届出、提出、報告等）が全体の約 5 割（50.9%）を占め、最も多くなっている（詳細は資料 2 参照）。

図表 3 許認可等の用語分類別の根拠条項等数

把握時点	強い規制 許可、認可、指定等	中間の規制 認定、検査、登録等	弱い規制 届出、提出、報告等	その他 書換、更新等	計
平成 26 年 4 月 1 日現在 (構成比(%))	4,760 (32.1)	1,787 (12.1)	7,536 (50.9)	735 (5.0)	14,818 (100)

(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%にならない。

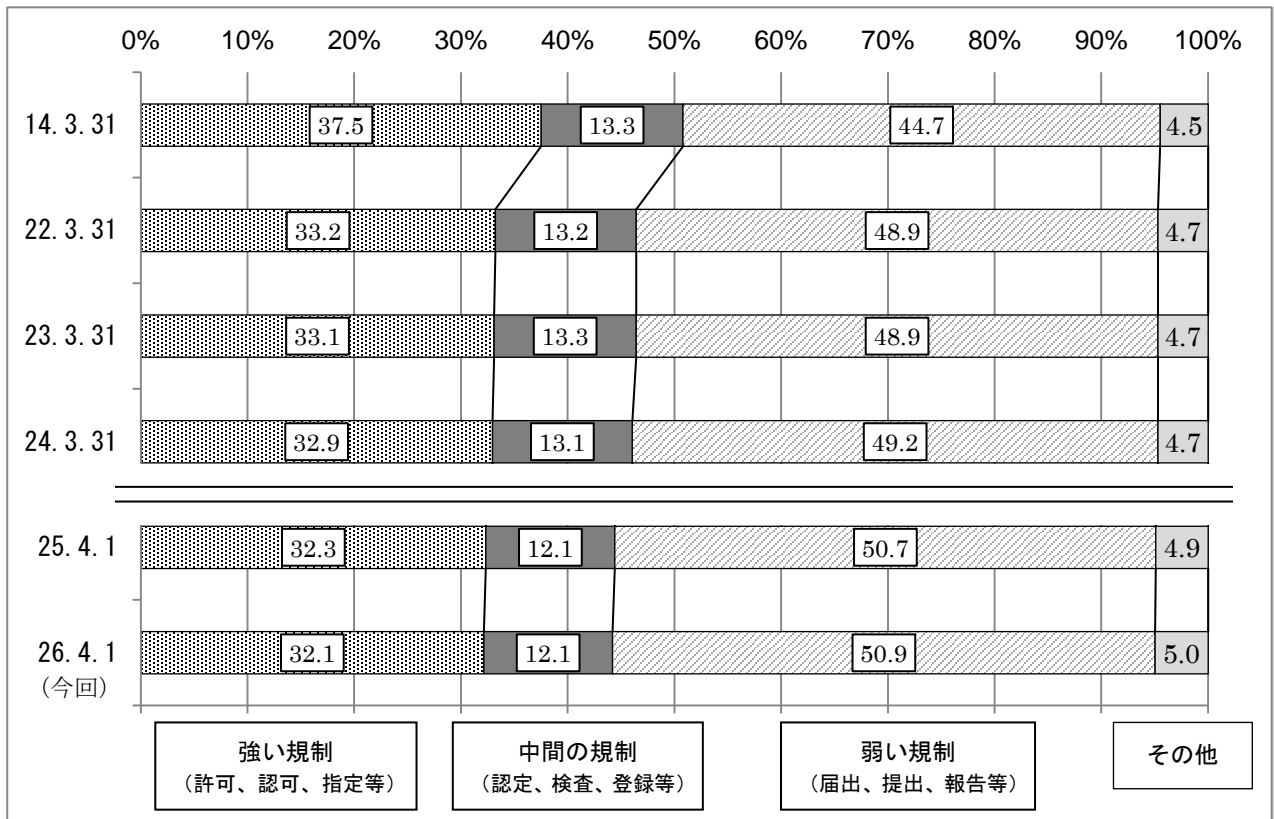
図表 4 許認可等の用語分類別の根拠条項等数



(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が 100%にならない。

また、許認可等の根拠条項等数全体に占める用語分類別の割合をみると、強い規制の許認可等の割合は、減少の傾向にある。

図表 5 用語分類別の根拠条項等数の割合の推移



(注) 四捨五入の関係で割合の合計値が100%にならない。

(3) 根拠法令別にみた許認可等の内訳

許認可等が規定されている根拠法令についてみると、法律に規定されているものの全体に占める割合が70.6%、政令に規定されているものの割合が3.0%、省令に規定されているものの割合が23.0%となっている（詳細は資料1参照）。

図表 6 根拠法令別の許認可等の根拠条項等数

把握時点	法律	政令	省令	告示	計
平成26年4月1日現在 (構成比(%))	10,461 (70.6)	439 (3.0)	3,415 (23.0)	503 (3.4)	14,818 (100)

(注) 勅令は政令に整理し、規則は省令に整理している。